

日常業務の中でさりげない見守り 港区見守り協力事業

港区社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り協力事業を実施しています。

この事業は見守り協力事業者が日常業務や日常生活の中で、高齢者等の異変に気づいた時に、ご連絡いただき、地域見守りコーディネーターや港区社会福祉協議会が、状況確認を行うことにより、見守っていくものです。



1. はじめに

この度は「見守り協力事業」にご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。
さて、この手引書は、この見守り協力事業のあらましと、事業者の皆様に活動いただく上で必要なことがらを簡単にまとめたものです。

つきましては、是非ご一読いただき、これからの活動にお役立ていただきますようお願いいたします。



2. 見守り協力事業とは

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、新たな支援体制が不可欠となっています。

そこで、これまで地域の見守り活動を行っていただいている方々に加えて、地域の様々な業種の事業者の方々にご協力いただき、高齢者等を地域全体で支援し、見守る体制を作ります。

3. ご協力いただきたい内容

①業務を通じた見守り

日常業務の範囲内で、「汚れた衣服や季節はずれの服を着ているな…」「あれ？ちょっと様子がおかしいかな？」と気づかれたら、地域見守りコーディネーターや港区社会福祉協議会等へ連絡していただきます。連絡を受けますと、関係機関と連携して速やかに対応します。

②「見守り協力事業者」ステッカーの掲示

見守り協力事業者であることを市民や地域住民へ周知し、地域見守り活動を推進していただくために、「見守り協力事業者ステッカー」を事業所や店舗等の見えやすいところに貼付してください。

4. 具体的な流れ

まず、見守り協力事業者として登録していただきます。（別紙【様式1】を提出）その際、各事業所や店舗内で、当該事業の担当者（責任者）を決めてください。

①担当者は、気づかれた状況と時間帯により地域見守りコーディネーターや港区社会福祉協議会等へご連絡ください。

②連絡をいただいた各機関により連携をはかり、対象者宅への調査及び連絡等の対応をさせていただきます。

③対応終了後、担当者へ対応内容についてご報告させていただきます。

☆見守り協力事業 Q&A

Q1：どのような場合に連絡すれば良いのですか？

A1：業務内等で高齢者等の異変のサインに気がついた場合に連絡します。

異変のサイン例

- ☐ 以前と比べて、歩行をはじめとした動作が不自由になっている。
- ☐ 同じ話を繰り返す。話を聞こうとしないで一方的に話す。
- ☐ つじつまの合わない話をする。伝えただけの事を忘れる。
- ☐ 無表情で話をしたがる。ふさぎ込んだ様子である。
- ☐ 以前と比べて意思疎通が困難になった。
- ☐ 極端にやせている。顔色が悪い。生気がない。不自然なケガやあざが見られる。
- ☐ 季節に合わない服装をしている。体や服が異様に汚れている。
- ☐ 尿などの異臭がする。
- ☐ 家の周りが極端に散らかっている。
- ☐ 不審な人物の出入りを見かける。
- ☐ 倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけに応じない。
- ☐ 緊急連絡先を言いたがらない。
- ☐ 配達物や新聞が、新聞受けなどに溜まっている状態が続いている。
- ☐ 日中なのに、室内の電灯がついている状態が続いている。
- ☐ 雨戸が閉まったままの状態が続いている。
- ☐ 玄関のドアなどが、開いたままの状態が続いている。
- ☐ 庭の手入れやごみの処理がされていない状態が続いている。
- ☐ 異臭・異音がする状態である。 など

Q2：認知症といわれても良く分かりません。認知症とは、どんな病気ですか？

A2：認知症は脳の障がいによっておこる病気です。今いる場所や時間が分からなくなる、食事の後、食べたことを忘れる等の記憶力の低下や怒りっぽくなる、頑固になる等の感情変化の症状等が見られます。早期発見・治療、適切なサポートを行うことで、症状が改善したり治ったりすることがあります。

Q3：地域見守りコーディネーターとは？

A3：港区社会福祉協議会は、港区地域福祉サポート事業を受託実施し、各地域老人憩の家等に「地域見守りコーディネーター」を配置しています。「地域見守りコーディネーター」は地域住民でありながら必要な知識やノウハウを持つ支援者として、地域ネットワーク委員会等と連携しながら地域の生活課題を抱える人の発掘や、個別相談、地域住民同士での助け合いを支援しています。

Q4：異変に気づかず見過ごしてしまった場合の責任は問われますか？

A4：異変に気づけなかったからといって責任を問うことはありません。日常業務の範囲内でご協力いただければ結構です。



「港区見守り協力事業」実施要領

◎目的（第1条）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、地域における見守り体制の強化にむけて、様々な業種の事業者等との連携を図るにあたって、必要な事項を定めるものとする。

◎実施方法（第2条）

1. 区内に事業所を有する事業者等で、見守り活動の趣旨に賛同し、協力が可能な事業者等を「見守り協力事業者」として登録する。
2. 見守り協力事業者の登録は、指定の登録書（様式第1号）により行う。
3. 登録完了者には、啓発用ステッカーを交付するとともに、港区社会福祉協議会のホームページ上で事業者名を公表する。

◎活動内容（第3条）

高齢者等の見守り活動中に異変等に気づいた場合は、通常業務に支障のない範囲において、速やかに地域見守りコーディネーターや港区社会福祉協議会に連絡する。

◎秘密の保持

見守り協力事業者は、知り得た個人情報その他の秘密事項を、任期期間中及び、任期期間後を問わず、見守りを必要としている方等に事前の了承を得ず、第三者に開示、または漏洩してはならない。

◎通報窓口

各地域見守りコーディネーター（別表のとおり）

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会

TEL:06-6575-1212 FAX:06-6575-1025

◎任期等（第4条）

見守り協力事業者の任期は、登録を完了した日から開始し、平成31年3月31日までとする。ただし、この任期満了の1か月前までに登録解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

◎その他（第5条）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

港区見守り協力事業



協力事業者登録書

協力事業者名 _____

「港区見守り協力事業者」として、本事業の趣旨に賛同し、下記の事項を遵守し、協力事業者として、社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会に登録します。

記

1. 業務上知り得た秘密を他にもらし、個人情報をもその活動以外の目的に利用しないことを承諾します。
2. 港区社会福祉協議会が協力事業者一覧を作成し、ホームページ等に名称等を公表することに同意します。

年 月 日

事業所の住所	〒 TEL : FAX :
代表者名	(ふりがな)
担当者名	(ふりがな) (役職)



連絡先

〒552-0007
 大阪市港区弁天 2-15-1
 社会福祉法人
 大阪市港区社会福祉協議会
 TEL : 06-6575-1212
 FAX : 06-6575-1025

受 付 印